

宿泊税導入に関する 検討結果報告書

鋸南町宿泊税検討委員会

令和7年10月

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	鋸南町の現状	2
1	人口の推移	2
2	財政状況	3
3	観光の状況	4
第 3	財源の検討について	6
1	新たな観光財源の必要性	6
2	観光振興のための財源の確保策	6
第 4	宿泊税の使途について	7
第 5	宿泊税の課税要件について	8
1	基本方針	8
2	税制度	8
3	千葉県への要望	9
第 6	検討のおわりに	10
第 7	鋸南町宿泊税検討委員会	11
1	設置要綱	11
2	委員構成	13
3	会議の開催実績	13

第1 はじめに

観光業は鋸南町の重要な産業の一つであり、地域経済の活性化や雇用の創出に大きく寄与しているが、一方で、少子高齢化や人口減少に伴い、国からの地方交付税や税収の減少が懸念されている。

今後の地域社会の維持・発展には、観光をはじめとする地域資源の活用と、その持続可能な運営がこれまで以上に重要であり、観光客の受け入れには、景観・環境の整備や誘客の推進など、行政としての一定の財政的・人的負担が伴う。

こうした観点から、観光による受益と負担の適正な在り方を検討し、観光地の質の向上や地域住民との共生を図る施策の一つとして、「宿泊税」の導入が全国各地で注目され進められており、千葉県においても令和6年3月に「千葉県観光振興財源検討会議」が設置され、宿泊税導入に向けた検討が進められてきた。

このような背景を踏まえ、鋸南町においても町の将来を見据えた持続可能な観光施策の推進や観光財源の安定的な整備を目的とした行政需要に対応するため、宿泊税の導入について検討を開始することとなった。

この検討にあたっては、町は多様な視点から客観的に検討を進めていくことを目的として、学識経験者・旅行業関係事業者・宿泊事業者等で構成される「鋸南町宿泊税検討委員会」を設置し、宿泊税の必要性、制度設計、影響等について多角的な視点から協議を重ねてきた。

本報告書は、検討委員会における議論の内容や導入先行自治体の状況把握・アンケート調査結果等を踏まえ、鋸南町が独自に宿泊税を導入する必要性や妥当性・使途・課税要件等について、取りまとめたものである。

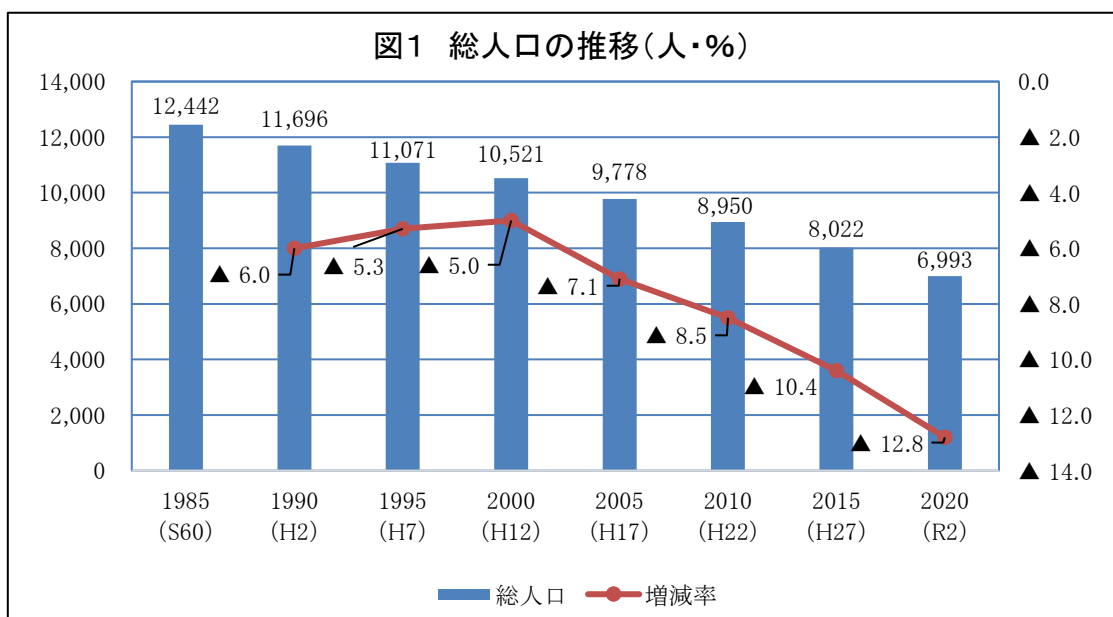
第2 鋸南町の現状

1 人口の推移

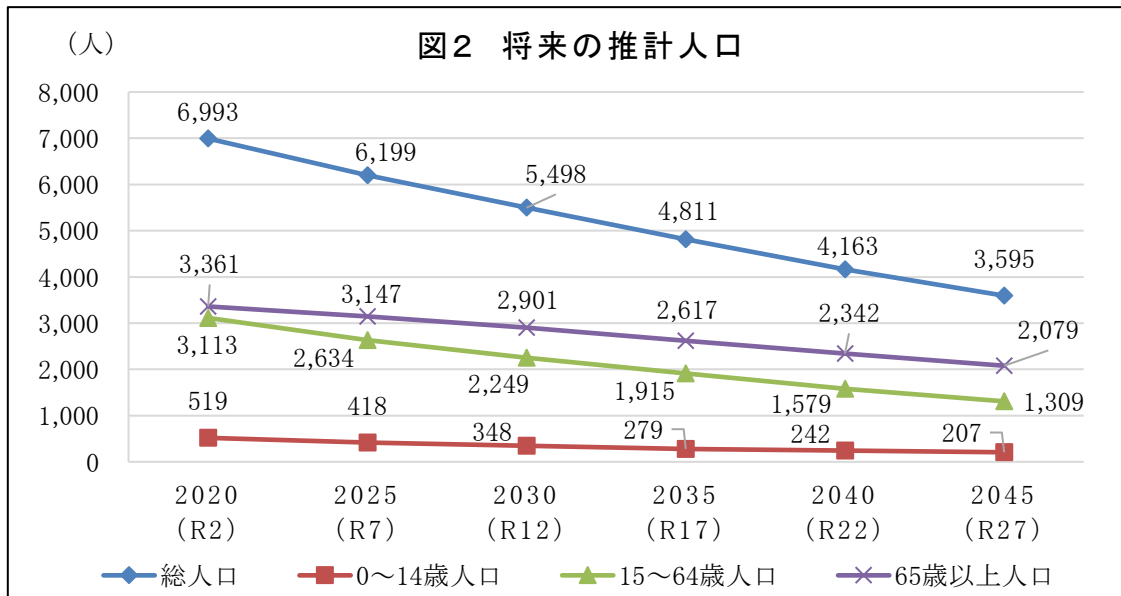
鋸南町に限らず全国的な問題となっているのは、急速な人口減少であり、少子高齢化などの人口構造の変化である。

鋸南町の人口は、図1にあるように1985（昭和60）年には、12,442人であったものが、2020（令和2）年には、6,993人となり、今後もさらに減少することが予測され、2045（令和27）年には現在よりも3,000人程度減少することが見込まれている。

急速に進む人口減少は、少子高齢化の進行と併せ、労働力の低下や後継者問題などによる地域経済への影響はもとより、税収や地域コミュニティの担い手の減少などにより、持続可能な自治体経営を困難にさせると考えられる。

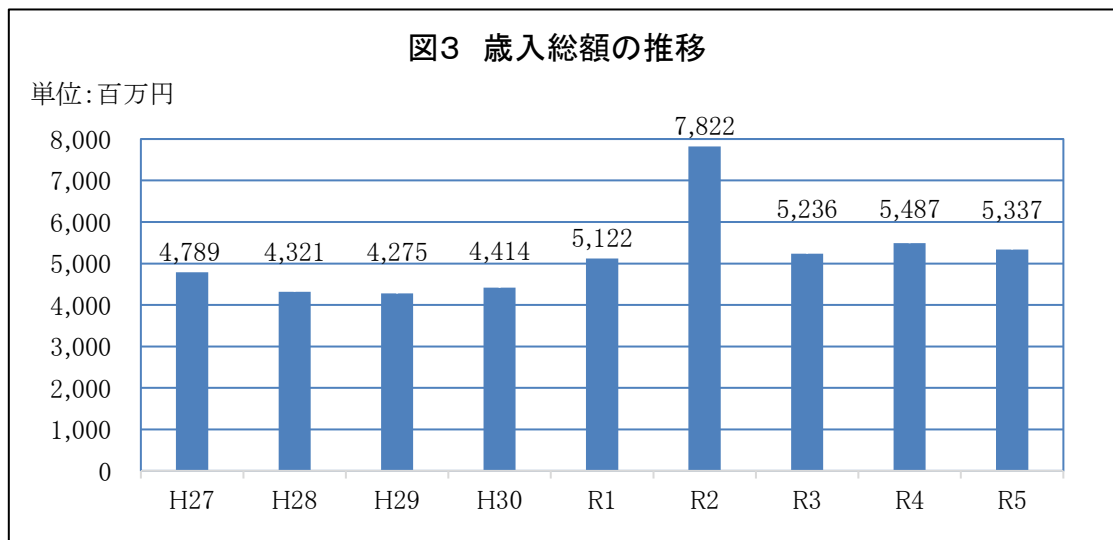


(出典：総務省「国勢調査」)

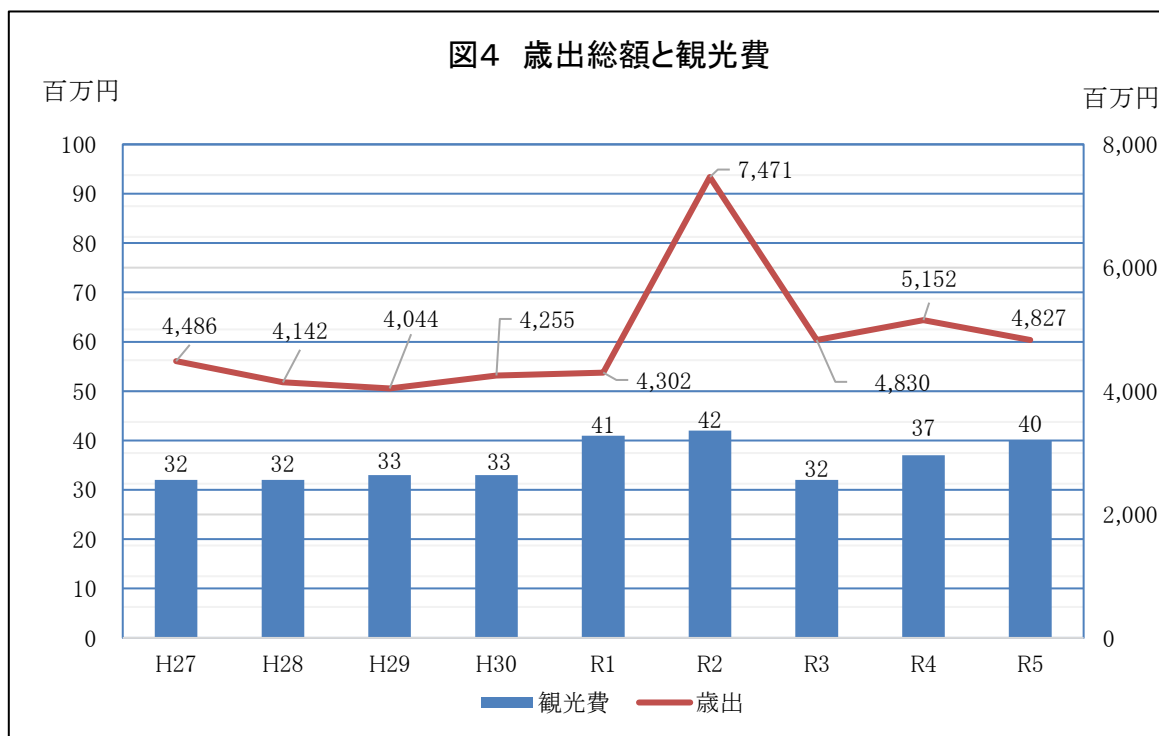


(出典：国立社会保障・人口問題研究所)

2 財政状況



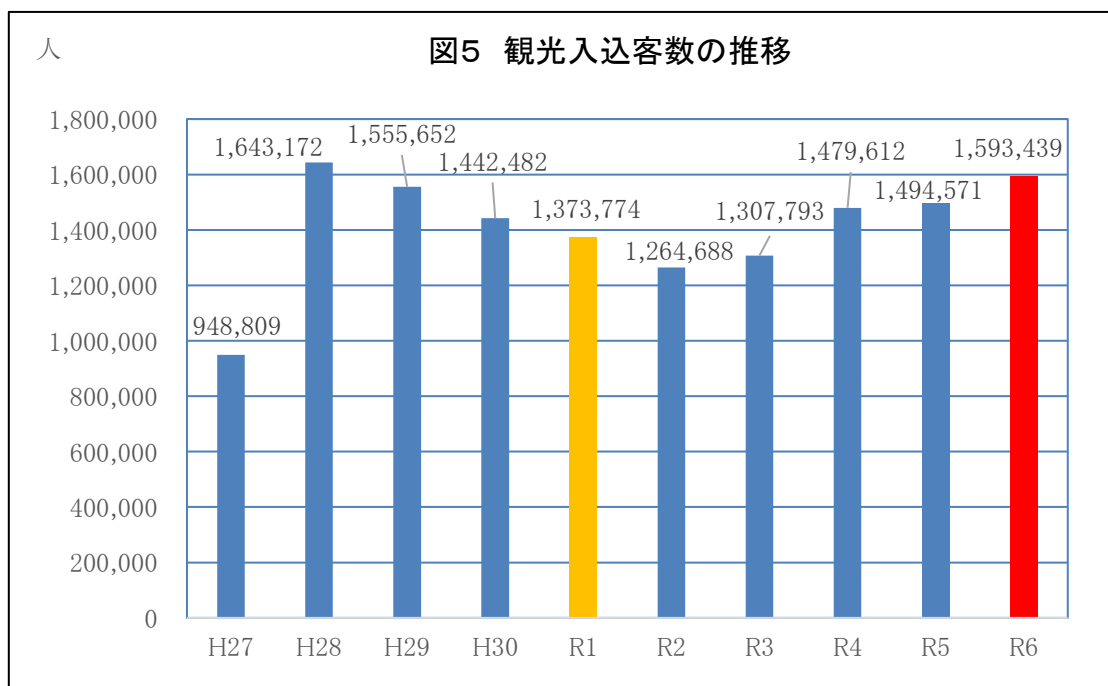
平成30年度までは、40億円台で推移してきたが、令和元年度から令和5年度までは、令和元年9月の房総半島台風災害に伴う復興費及び新型コロナウイルス感染症対策や経済対策の交付金等により増額となっている。



令和元年度までは、40億円台前半で推移してきたが、令和2年度から5年度までは、台風災害復興費や新型コロナウイルス感染症対策等の事業により増額となっている。

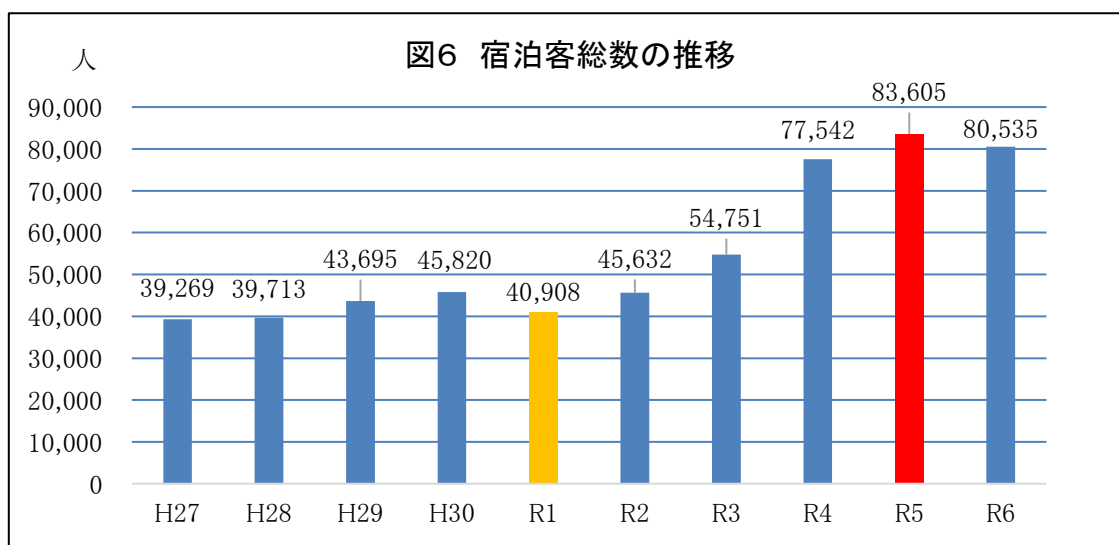
観光費においても令和元年度から5年度まで新型コロナウイルス感染症対策等により増額となっている。

3 観光の状況



観光入込客数は、平成 27 年以降、平成 28 年をピークにコロナ禍前（令和元年）まで減少傾向にあった。

令和 6 年の観光入込客数は、令和元年と比べ約 1.16 倍であり、コロナ禍前の水準に回復している。



宿泊客数は、平成 24 年以降、コロナ禍前（令和 2 年）までほぼ横ばい傾向にあった。

令和 5 年の宿泊客数は、令和元年に比べ約 2 倍となっており、コロナ禍による影響も少なく、コロナ禍以前の水準から大幅に増えている。

第3 財源の検討について

1 新たな観光財源の必要性

観光関連産業は裾野が広く、経済波及効果が高いことから、地域経済を活性化させるためにも観光振興を図ることは重要である。

そのため、新たな観光財源を確保し、その財源を活用した事業の実施により来訪者の満足度と利便性を高め、さらなる観光サービスを提供していく好循環を生み出すことで、町内消費の拡大や関連産業など、多岐にわたって本町経済の活性化に寄与することが期待できる。

2 観光振興のための財源の確保策

地方自治体における自主財源の確保策としては、地方税、分担金、使用料、手数料、寄附金などがあるが、財源の規模、安定性・継続性、受益と負担の観点から見ると、地方税（法定外目的税）が最も安定して財源の確保が可能と思われる。

課税の対象となりうる観光行動は、宿泊や入域、交通機関利用、駐車場の利用、飲食、土産品の購入等が考えられるが、宿泊行為は他の観光行動と比較して課税対象者の捕捉が容易であり、また、宿泊客は様々な行政サービスを受ける機会が多いことから、宿泊行為に課税することが妥当と考える。

第4 宿泊税の使途について

宿泊税によって得られた財源は、本町の観光振興に寄与することを目的として、次に示す内容に基づき、優先度を十分に検討の上、必要と判断した事業に充当することが必要である。

また、宿泊税を充当して実施する事業の詳細は、観光事業者等で構成する「(仮称)観光振興検討委員会」で検討することが適当である。

なお、財源を活用した事業の内容と金額は毎年度公表することを意見する。

内 容	
(1) 効果的な誘客の推進	スマートフォンの位置情報などから収集された人流データを活用して観光客の属性や動態を把握することで、より効果的な施策の立案とプロモーションの展開を目指す。
(2) 景観・環境の維持・活用	海沿いに宿泊施設が多く立地していることを踏まえ、海岸の維持(海岸清掃含む)をはじめ地域の景観づくりに取り組む。
(3) 宿泊事業者への支援	①修学旅行、学生、連泊客等のクーポン券の配布 小規模、安価な宿泊施設での影響を考慮し、修学旅行、学生、連泊客等への税額相当分のクーポン券の配布 ②システム整備等補助金 宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、特別徴収義務者を対象に、既存のレジシステムの改修に係る経費を補助 ③宿泊事業者総合支援補助金 宿泊事業者に対して、人材確保支援、キャッシュレス決済環境の整備、災害対策・危機管理、バリアフリー化などの施設整備など総合的に支援 ④特別徴収交付金 宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者に交付金を交付

第5 宿泊税の課税要件について

1 基本方針

本町が宿泊税を導入すると、千葉県と鋸南町の課税主体から同時に徴収することになる。課税主体によって課税方法が異なる場合、徴収事務が煩雑になるため、千葉県宿泊税制度と同様の制度とする。

2 税制度

宿泊税の課税要件について、先行自治体の事例及び県の導入方針を踏まえ、以下のとおり整理する。

項 目	内 容
課税客体	町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
納税義務者	上記宿泊施設への宿泊者
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数
税率	1人1泊につき一律定額制として調整する
免税点	なし
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
徴収方法	特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し納入）
特別徴収義務者	上記宿泊施設の宿泊事業者
制度の見直し	条例施行後、2から3年を目途に検討を行う

（1）課税客体、納税義務者、課税標準

課税客体は宿泊施設における宿泊行為とする。納税義務者は宿泊者、課税標準はその宿泊行為の回数（宿泊数）とする。

（2）税率

町が主体的に取り組む観光振興施策として、宿泊税を活用とした行政需要の施策を推進するための財源を確保しつつ、宿泊者への負担や宿泊事業者への影響を考慮し、一律定額制として（仮称）観光振興検討委員会等の意見も

踏まえ、調整することが望ましい。

(3) 免税点、課税免除

鋸南町の制度と千葉県が異なる場合、徴収事務が煩雑となるため、事務負担軽減のために千葉県と同様の制度が望ましい。

(4) 徴収方法、特別徴収義務者

先行導入自治体と同様に、徴収方法は宿泊事業者による特別徴収とし、特別徴収義務者は当該宿泊施設の宿泊事業者とする。

(5) 制度の見直し

見直し内容の検討に係る期間、先行自治体における見直し期間の設定状況を踏まえると、制度の見直しは、条例施行後2から3年を目途に検討を行うことが適当である。

3 千葉県への要望

(1) 免税点または課税免除の設定

他地域への宿泊客の流出を防ぐ対策として免税点を設けるか、乳幼児や低価格帯宿泊施設へ連泊する学生客等を課税免除するよう強く求める。

(2) 宿泊客及び宿泊事業者の理解が得られる使途

宿泊税の使途については、実際に税を負担する宿泊者が納得し、負担する意義を感じられる内容とすることが重要であるため、県からの具体的な方針等の説明を求める。

第6 検討のおわりに

本検討委員会では、町が将来的に持続可能な観光振興を図るための施策として、宿泊税の導入の是非及びそのあり方について検討を重ねてきた。

検討委員会においては、宿泊税が地域経済や観光業、町民生活に与える影響を多角的に捉え、公平性や使途の妥当性といった観点から慎重に議論を行った。

また、他自治体における先行事例の調査や、町内事業者・宿泊者からの意見聴取等も実施し、地域の実情に即した制度設計の可能性を検討してきたが、宿泊税は、単なる財源確保の手段ではなく、観光による地域づくりを町・事業者・住民が一体となって推進するための「仕組み」として、その意義と役割が問われる制度である。

本報告書は、これまでの議論の経緯と委員会としての考え方を整理し、今後町が制度の具体化に向けた検討を進めるうえでの指針となることを目的として取りまとめたものである。

なお、本検討委員会で示された事項については、これまでに出示された委員の意見や、県及び安房地域の状況、関係事業者の意見等を踏まえ、今後設置が予定される「(仮称)観光振興検討委員会」の中で使途の内容を精査した上で決定することを求める。

今後は、本報告書の内容を踏まえ、町がさらなる検討を重ね、町民および民間事業者の理解と協力を得ながら、適切な制度設計と運用に向けて取り組み、より一層の観光振興と地域活性化を進めていきたい。

最後に、本検討委員会の調査検討のため、アンケート等にご協力いただいた宿泊事業者の皆様、関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和7年10月
鋸南町宿泊税検討委員会

第 7 鋸南町宿泊税検討委員会

1 設置要綱

○鋸南町宿泊税検討委員会設置要綱

令和 6 年11月20日鋸南町告示第100号

(設置)

第 1 条 鋸南町における宿泊税に関する調査検討を行うため、鋸南町宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 宿泊税の導入に関すること。
- (2) 宿泊税を財源とした新たな施策に関すること。
- (3) 宿泊税制度の在り方に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 議会を代表する者
- (3) 旅行業関係事業者を代表する者
- (4) 観光関係団体を代表する者
- (5) 経済関係団体を代表する者
- (6) 宿泊事業者を代表する者
- (7) 前号に掲げる者以外で町長が必要と認めた者

2 委員の任期は 1 年とし、再任することができる。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を 1 人置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務に関し調査及び研究を行わせるため、作業部会を置くことができる。

(委員報償)

第8条 委員に支給する報償は、日額8,550円とする。

(事務局)

第9条 委員会の庶務及び検討を補佐するため、事務局を税務住民課及び地域振興課に置く。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年12月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 委員構成

氏 名	所 属 等
内山 達也	学識経験のある者【委員長】 城西国際大学観光学部長・教授
岡田 晃 (前) 諏訪 克宏	学識経験のある者 千葉県館山県税事務所長
青木 悦子 (前) 大塚 昇	議会を代表する者 鋸南町議会総務常任委員長
笹生あすか	議会を代表する者 鋸南町議会産業常任委員長
高木 弘一	旅行業関係事業者を代表する者 クラブツーリズム株式会社地域共創事業部シニアアドバイザー
清水 宏亘	観光関係団体を代表する者【副委員長】 鋸南町観光協会長
鈴木 辰也	経済関係団体を代表する者 鋸南町商工会長
黒川 大司	宿泊事業者を代表する者 おしなや
松田 雄介	宿泊事業者を代表する者 株式会社R. p r o j e c t

3 会議の開催実績

開 催	日 時	議 事
第1回	令和7年2月4日(火)	(1) 鋸南町の情勢及び観光の現況 (2) 宿泊事業者向けアンケート結果 (3) 観光振興施策の検討 (4) その他
第2回	令和7年3月24日(月)	(1) 新たな観光振興施策 (2) その他
第3回	令和7年5月12日(月)	(1) 第2回検討委員会の振り返り (2) 宿泊事業者との意見交換会の開催結果について (3) 新たな観光振興施策について
第4回	令和7年8月21日(木)	(1) 宿泊者アンケートの結果について (2) 新たな観光振興施策について (3) その他
第5回	令和7年9月17日(水)	(1) 宿泊税導入に関する検討結果報告書(案)について (2) その他

